

第3 子どもに関すること

(※障害のある児童を除く)



1 保育所

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設で、市内に69園(公立53園・私立16園)の保育園があります。

(1) 入所できる児童

0歳(産休明け)から小学校就学前までの児童で、原則として一宮市に住民登録があり、家庭状況が次のいずれかに該当する場合には限られます。

ア. 就労

保護者が1か月のうち60時間以上仕事をしている場合

イ. 出産

母親が出産のため、児童の保育ができない場合
(産前3か月・産後2か月に限る)

ウ. 病気など

保護者が病気、障害などのため、児童の保育ができない場合

エ. 病人の看護など

保護者が家庭内の病人の看護などに当たっているため、児童の保育ができない場合

オ. 災害など

火災や風水害、地震などでその家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合

カ. 求職活動

継続的に求職活動を行っている場合

キ. 在学、職業訓練

教育施設に在学している場合や職業訓練を受けている場合

ク. 児童虐待、DV

児童虐待やDV(家庭内暴力)の恐れがある場合

ケ. 育児休業

育児休業取得時に、既に入園している児童について継続利用が必要な場合

(2) 入所の申し込み

ア. 新年度から入所希望の方

毎年10月中に各保育園で申し込みを受け付けます。

イ. 年度途中の入所希望の方

入所希望月の前月1日～15日(閉庁日の場合は翌開庁日、期間中の土・日曜日、祝日は除く)に本庁舎9階92番窓口(保育課:入所グループ)において申し込みを受け付けます。

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

(3) 保育所利用者負担額(保育料)

入所する児童と同一世帯に属し、生計を同じにしている父母および祖父母(家計の中心者が祖父母の場合に限る)のすべてについて、それらの方の市町村民税所得割課税額に応じて4月初日の年齢区分により保育料が決まります。

なお、入所児童が2人以上の世帯は、2人目以降の保育料が軽減されます。さらに、入所児童3人以上の世帯は、入所児童全員の保育料が無料になります。これ以外にも、市町村民税所得割課税額により保育料が減免される場合があります。

※幼児教育・保育無償化については、P63を参照してください。

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

(4) 保育時間

午前8時～午後4時(土曜日は正午)

ただし、保育園によって延長保育を実施していますので、保育園一覧(P54～59)をご覧ください。

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

(5) 保育内容

ア. 障害児保育

中・軽度の心身障害のある3歳児以上の児童で、毎日通園できる幼児を保育します。

◆実施園

保育園一覧(P54～59)をご覧ください。

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課保育・指導グループ)電話28-9025(直通)

または実施園

ただし、私立保育園希望の場合は直接希望保育園にお問い合わせください。

イ. 延長保育

保護者の就労形態、通勤時間等により保育時間内に送り迎えができない場合、申し込みを受け、保育時間を延長します。

◆実施園

保育園一覧(P54～59)をご覧ください。

◆延長保育料

月～金曜日の午後6時30分以降も利用する場合

1日100円

(生活保護世帯および市町村民税非課税の母子及び父子・障害者世帯等は無料)

ただし、私立保育園の場合は直接在園保育園にお問い合わせください。

◆申し込み先

在園保育園

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

または在園保育園

ウ. 一時保育

保護者が入院、出産、災害などで急に家庭での保育が困難になった場合や、仕事の都合などによって週2～3日保育できない場合、児童をお預かりします。

(※私立保育園の一時保育事業に関する詳細は、下記内容と異なる場合がありますので、直接実施保育園にお問い合わせください。)

◆対象児童

小学校入学前で、次に該当する児童

○保護者などの傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由で、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童

○保護者などの労働、職業訓練、就学などにより、原則として週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童

○保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする児童など

◆保育期間

1か月のうち14日以内

◆保育時間

午前8時から午後4時まで(土曜日は正午まで)

※保育時間の延長については、実施保育園にご相談ください。

◆実施園

保育園一覧(P54～59)をご覧ください。

◆**利用料**

1日 2,100円(給食費(230円)含む) (生活保護世帯の児童は無料)

◆**申し込み先**

希望保育園(事前に申請し、利用前に予約が必要)

◆**問合せ先**

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)
または実施保育園

エ. 乳児保育

0歳(産休明け)から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。ただし、入所できる年齢は実施園により異なります。

◆**実施園**

保育園一覧(P54~59)をご覧ください。

◆**問合せ先**

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

オ. 休日保育

保護者が就労等により日曜日や国民の祝日(12月29日~1月3日は除く)に家庭での保育が困難な場合、児童をお預かりします。

◆**対象児童**

一宮市から保育認定(2号・3号)を受けており、保育園・認定こども園・地域型保育事業所に在籍する10か月以上の児童

◆**保育時間**

午前8時~午後6時

◆**実施園**

若の宮保育園 ・ アートチャイルドケア尾張一宮保育園 ・ あんず保育所 ・ あすかキッズ木曾川 ・ ウェルネス保育園一宮

◆**利用料**

無料(ただし、休日保育を利用した日数分だけ在籍保育園等を利用しない日を設定していただきます)

◆**申し込み先**

市内の各保育園等または保育課
(奇数月の1日~10日に利用申請が必要)

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ) 電話28-9024(直通)

カ. 病児・病後児保育

当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、または病気の回復期であるため集団生活が困難である児童を、保護者が仕事などを理由に家庭で保育できない場合、お預かりします。

◆対象児童

市内在住の生後6か月(病児保育室 Hug は産休明け)～小学校4年生の児童

◆保育時間

月～金曜日(休業日を除く) 午前8時～午後6時

◆実施施設

病後児	病後児保育室ひまわり(一宮市立神明保育園内)
病児	あんず保育所 病児保育室 Hug(杉本こどもクリニック内)

◆利用料

1日 2,100円(給食費(230円)含む)

(生活保護世帯の児童は無料)

◆申し込み先

病後児保育室ひまわり

電話28-8983

あんず保育所

電話64-5666

病児保育室 Hug

電話080-2099-1117

(事前に登録が必要 登録先:保育課・各一宮市立保育園・あんず保育所・病児保育室 Hug)

◆問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)

電話28-9024(直通)

病後児保育室ひまわり

電話28-8983

あんず保育所

電話64-5666

病児保育室 Hug

電話080-2099-1117

(6) 保育園一覧

保育園名	所在地	電話番号	定員 (乳児)	保育 対象児	保育時間の延長		障害児 保育	一時 保育	休日 保育	病後児 保育
					開始	終了(土曜日※1)				
(公立)										
野口	野口1-19-7	28-9710	220(58)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
押場	音羽2-2-29	28-9711	150(52)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○	○		
真澄	公園通4-20	28-9712	160(50)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
貴船	貴船2-5-17	28-9713	170(39)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
富士	富士1-12-8	28-9714	170(50)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○	○		
大志	大志2-5-20	28-9715	150(43)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
一色	一色町76	28-9716	100(29)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
葉栗	島村字上深田58	28-9717	80	3歳児～	8:00	18:00(13:00)	○			
光明寺	光明寺字大条戸135	28-9718	130(41)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
浅野	浅野字佐五山55	28-9719	200(55)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
西成	西大海道字北裏2	28-9720	120(29)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
瀬時	瀬部字川原62	28-9721	160(50)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
赤見	小赤見字清水13	28-9722	130(36)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○	○		

保育園名	所在地	電話番号	定員 (乳児)	保育 対象児	保育時間の延長		障害児 保育	一時 保育	休日 保育	病後児 保育
					開始	終了(土曜日)				
(公立)										
丹陽	三ツ井1-15-3	28-9723	140(29)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○	○		
丹陽西	多加木1-24-10	28-9724	250(51)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
丹陽南	伝法寺6-2-26	28-9725	200(52)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
浅井	浅井町西海戸字柿の木28	28-9726	140(41)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
浅井中	浅井町大日比野字東屋敷2415	28-9727	60	3歳児～	8:00	18:00(13:00)	○	○		
浅井北	浅井町大野字天神西290	28-9728	80(26)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
北方東	北方町北方字狐塚西10	28-9729	100(29)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
北方西	北方町中島字西流1280	28-9730	80(29)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
大和東	花池3-10-3	28-9731	150(27)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
大和北	大和町馬引字乾出19	28-9732	60(15)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
今伊勢中	今伊勢町宮後字西茶原58-1	28-9733	150(38)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
今伊勢南	今伊勢町本神戸字立切1-6	28-9734	210(54)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
今伊勢北	今伊勢町馬寄字桑屋敷17-1	28-9735	210(52)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			

保育園名	所在地	電話番号	定員 (乳児)	保育 対象児	保育時間の延長		障害児 保育	一時 保育	休日 保育	病後児 保育
					開始	終了(土曜日)				
(公立)										
奥町東	奥町字畑中101	28-9736	150(35)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
奥町西	奥町字下口西10	28-9737	80(27)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
萩原	萩原町萩原字河原崎19	28-9738	160(34)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
中島	萩原町西宮重字東光堂53	28-9739	100(29)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
朝宮	萩原町朝宮字栄57	28-9740	90(30)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
西御堂	萩原町西御堂字蓮池31	28-9741	100(43)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
千秋	千秋町佐野字下川田36	28-9742	180(50)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
千秋南	千秋町小山字南川田4	28-9743	150(39)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
千秋北	千秋町浮野字定筆33	28-9744	90(28)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
起	起字用水添8	28-9745	60	3歳児～	8:00	18:00(13:00)	○	○		
三条	三条字郷南西31-1	28-9746	220(58)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
小信	小信中島字南平口98	28-9747	220(58)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
開明	開明字名古羅34	28-9748	160(48)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○	○		

保育園名	所在地	電話番号	定員 (乳児)	保育 対象児	保育時間の延長		障害児 保育	一時 保育	休日 保育	病後児 保育
					開始	終了(土曜日)				
(公立)										
籠屋	籠屋2-5-46	28-9749	120(50)	6か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
富田	富田字橋詰298-1	28-9750	100(37)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
北今	北今字葭山578	28-9751	100(33)	6か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
朝日西	上祖父江字山前26	28-9752	60	3歳児～	8:00	18:00(13:00)	○			
開明西	開明字教堂池38-1	28-9753	130(40)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
東五城	東五城字南田尾748	28-9754	180(58)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
朝日東	明地字鞆20	28-9755	60	3歳児～	8:00	18:00(13:00)	○			
神明	木曾川町黒田七ノ通り144	28-9756	180(53)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			○
黒田北	木曾川町黒田字籠守西108	28-9757	100(29)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
門間	木曾川町門間字東北出318	28-9758	150(40)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
外割田	木曾川町外割田字摺鉢27	28-9759	170(58)	6か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
玉ノ井	木曾川町玉ノ井字高畑19	28-9762	120(33)	10か月児～	7:30	19:00(17:00)	○			
里小牧	木曾川町里小牧字神明東5-1	28-9763	70	3歳児～	8:00	18:00(13:00)	○	○		

保育園名	所在地	電話番号	定員 (乳児)	保育 対象児	保育時間の延長		障害児 保育	一時 保育	休日 保育	病後児 保育
					開始	終了(土曜日)				
(公立)										
黒田西※2	木曾川町黒田字北宿四の切80	28-9764	120(48)	10か月児～	8:00	18:00(13:00)	○			
(私立)										
一宮尚正会	古金町2-18	73-2618	70(25)	産休明け児～	7:00	19:00 (8:00～17:00)	○	○		
みづほ	浅井町尾関字同者138	78-0204	251(71)	6か月児～	7:00	19:00 (7:30～18:00)	○			
研修	春明字西柳原47	77-1911	101(44)	8か月児～	7:30	19:00(13:00)				
研修南	大和町於保字上次19・20	44-0707	120(40)	10か月児～	7:30	19:00 (8:00～13:00)	○	○		
若の宮	島村字下老光寺44-1	51-2727	30(30)	産休明け児 ～3歳未満児	7:20	18:30(14:00)		○	○	
末広	末広2-20-20	44-2121	200(53)	産休明け児～	7:30	19:00 (8:00～13:00)	○	○		
ふたば	大和町馬引字古宮63	44-3910	230(80)	産休明け児～	7:30	19:30(13:00)	○	○		
かもめ	末広1-21-10	45-3839	80(41)	産休明け児～	7:15	19:15 (7:30～18:00)	○	○		
かもめ三ツ井	三ツ井6-9-1	75-1777	30(30)	産休明け児 ～3歳未満児	7:15	19:15 (7:30～18:00)				
丹羽	丹羽字南屋敷1555-1	72-1380	230(50)	4か月児～	7:30	18:30(18:30)				
駅西にわ (丹羽保育園分園)	新生1-4-4	47-6505	30(30)	4か月児 ～3歳未満児	7:00	20:00 (8:00～18:30)				

保育園名	所在地	電話番号	定員 (乳児)	保育 対象児	保育時間の延長		障害児 保育	一時 保育	休日 保育	病後児 保育
					開始	終了(土曜日)				
(私立)										
明泰	木曾川町三ツ法寺字宮西328	61-4747	140(50)	産休明け児～	7:00	19:00(14:00)	○			
一宮尚正会大和	大和町苅安賀字東下田6	44-9000	60(25)	産休明け児～	7:00	19:00 (8:00～17:00)	○	○		
大和	大和町苅安賀字角出80	45-7351	140(45)	産休明け児～	7:00	19:00(13:00)	○	○		
あさひ	明地字東七丁原110	68-1612	80(25)	6か月児～	7:30	19:00 (8:00～12:00)	○			
アートチャイルド ケア尾張一宮	森本5-25-5	26-0568	140(56)	産休明け児～	7:00	20:00 (7:30～18:00)	○	○	○	
ウェルネス保育園 一宮	羽衣2-5-2 ビバモール一宮3階	82-8177	60(60)	6か月児～	7:00	20:00(18:00)			○	

(注)一時保育の保育対象児は、起保育園・里小牧保育園・末広保育園は6か月児から、浅井中保育園・一宮尚正会保育園・ふたば保育園・一宮尚正会大和保育園・アートチャイルドケア尾張一宮保育園は10か月児から、若の宮保育園・研修南保育園は1歳児から、その他の園は通常保育の対象児と同じ

※1 土曜日は隣接する保育園と共同で保育する場合があります

※2 令和6年4月から民間移管予定

2 認定こども園

認定こども園は、保護者の就労等の理由に関わらず利用可能な施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があります。中でも幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ単一の施設です。市内には、幼保連携型認定こども園が4園あります。

保育部分への入所の申し込みは、基本的には保育所と同様の手続き(P49～50)が必要です。教育(幼稚園)部分の入園については、認定こども園で手続きをしてください。

(1) 認定こども園一覧

施設名	電話番号	所在地	教育部分を含んだ定員(乳児)	保育対象児
(幼保連携型認定こども園)				
九品寺幼稚園	73-1195	真清田2-14-7	109(19)	10か月児～
おおの子ども庭	78-7062	浅井町大野字郷西32-2	110(20)	産休明け児～
きそがわ幼稚園	87-4455	木曾川町外割田字堀田110	255(30)	10か月児～
北方幼稚園	86-8322	北方町北方字中土取188	160(15)	10か月児～

◆ 問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ) 電話28-9024(直通)

3 地域型保育事業

地域型保育事業は、児童福祉法に基づき、満3歳未満の乳幼児を保育することを目的とする事業で、市の認可事業です。小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業の4つの事業類型があります。

入所の申し込みや、保育所利用者負担額(保育料)など、基本的には保育所と同様の手続き(P49～50)が必要です。

(1) 地域型保育事業所一覧

施設名	電話番号	所在地	定員	保育対象児
(小規模保育事業)				
一宮聖光幼稚園 保育部	48-5380	古金町1-40	12	2歳児
はな保育室 いちのみや駅前	85-9510	本町4-1-5	19	6か月児 ～3歳未満児
スクルドエンジェル 保育室一宮平和園	82-0086	平和1-11-10	19	産休明け児 ～3歳未満児
あすかキッズ 一宮駅前	85-5725	栄2-12-10	19	産休明け児 ～3歳未満児
はな保育室 いちのみやみなみ	85-5544	森本4-6-21	19	6か月児 ～3歳未満児
あすかキッズ貴船	82-0507	貴船2-10-20	19	産休明け児 ～3歳未満児
ピョン助キッズ ハウス多加木	59-2525	多加木1-23-16	19	6か月児 ～3歳未満児
はな保育室いまいせ	48-5180	今伊勢町本神戸 字前畑4	19	6か月児 ～3歳未満児
すくすくnursery 妙興寺	64-9999	妙興寺1-5-4	19	6か月児 ～3歳未満児
ピョン助キッズ ハウス一宮駅東	25-2511	本町4-4-2	19	6か月児 ～3歳未満児
はな保育室 いちのみや駅西	44-1101	平和2-13-4	19	6か月児 ～3歳未満児
サンライズキッズ 保育園今伊勢園	050-5807 -2284	今伊勢町宮後字 壺丁野41-1	12	4か月児 ～3歳未満児
あすかキッズ神山	82-5530	神山3-9-11	19	産休明け児 ～3歳未満児
はな保育室 いまいせきた	82-0330	今伊勢町新神戸 字九反野49-3	19	6か月児 ～3歳未満児
なごみん神山園	87-8331	神山2-3-23	12	産休明け児 ～3歳未満児

施設名	電話番号	所在地	定員	保育対象児
ピョン助キッズ ハウス八町通	59-8996	八町通2-26	19	6か月児 ～3歳未満児
あすかキッズ木曾川	82-1175	木曾川町里小牧 字社宮司163	19	産休明け児 ～3歳未満児
スクルドエンジェル 保育室一宮観音寺園	82-6202	観音寺1-18-9	19	産休明け児 ～3歳未満児
はな保育室はないけ	47-2200	花池2-6-7	19	6か月児 ～3歳未満児
あすかキッズ外割田	87-0906	木曾川町外割田 字伊勢田198	19	産休明け児 ～3歳未満児
めいてつ保育ステーション一宮妙興寺ぽっぽ園	82-0230	大和町宮地花池 字高見77-1	19	3か月児 ～3歳未満児
(事業所内保育事業)				
あんず保育所	64-5666	開明字東石亀14	95 (従業員枠75、 地域枠20)	10か月児～ 3歳未満児

◆ 問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

4 幼稚園

幼稚園は、幼児を保育し適当な環境の中で、その心身の発達を助長することを目的としており、市内には私立幼稚園20園があります。

申し込み、問合せは、各幼稚園です。

私立幼稚園一覧

幼稚園名	電話番号	所在地	満3歳
一宮幼稚園	45-2103	日光町6	×
一宮栽松幼稚園	77-0989	大赤見字西川垂99-1	○
一宮聖光幼稚園	24-4028	古金町1-40	×
一宮ひがし幼稚園	77-8181	千秋町小山字北川田1522-7	○
はぎわら幼稚園	68-0014	萩原町串作字流17-1	○
おじま幼稚園	72-5053	北神明町3-68-5	○
劔正幼稚園	71-3364	本町1-4-24	○
中田劔正幼稚園	73-5827	北小渕字中田60	○

幼稚園名	電話番号	所在地	満3歳
サンタマリア幼稚園	71-1331	今伊勢町馬寄字桑屋敷34-2	○
今伊勢真光幼稚園	44-5808	今伊勢町馬寄字西切戸7-1	○
たんぼぼ幼稚園	78-4910	島村字六反田55	○
丹陽幼稚園	76-4610	あずら1-18-16	○
千秋幼稚園	76-3403	千秋町佐野字加村25	○
大和東幼稚園	45-1520	大和町妙興寺字才田32	○
西成幼稚園	76-2086	春明字中切生7-2	○
平安幼稚園	78-4611	浅井町小日比野字堤南の切1622-11	○
龍明寺幼稚園	45-6991	大和町毛受字浜田28-2	○
金剛幼稚園	61-3023	開明字郷中58	○
尾西幼稚園	69-0130	蓮池字上長池10	○
木曾川花園幼稚園	86-2059	木曾川町黒田字宝光寺37	○

※「満3歳」の欄は満3歳に達した幼児を翌年度の4月を待たずに年度途中から受け入れが可能な場合「○」としています。

5 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳児の利用料と、住民税非課税世帯の0歳～2歳児の利用料を無償化しました。ただし、幼稚園について月額上限があったり、通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外(一部世帯を除く)となるなどの制限があります。

また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する3歳～5歳児の利用料と、住民税非課税世帯の0歳～2歳児の利用料についても、保育が必要な認定を受けた世帯のみ月額上限額の範囲内で無償化しました。

無償化の対象となるためには手続きが必要です。

◆ 問合せ先

本庁舎9階92番窓口(保育課入所グループ)電話28-9024(直通)

6 子育て支援センター

(1) 子育て支援センター事業

6か所の子育て支援センターでは、親子が安心して過ごせる場所を設けて、乳児・幼児およびその保護者の交流を促進するとともに、子育てや子育て支援に関する各種の事業を行っています。

また、移動子育て支援センター(うごく子育てサロンこっこ)を運営し市内15か所で原則午前10時～午後3時の時間帯で毎月1回、同じ曜日・施設で開設しています。

中央子育て支援センターには、附属施設として子ども一時預かり施設を設置し、おおむね生後6か月を経過した小学校就学前の児童を1日4時間まで預かり保護者の育児に伴う心理的、身体的負担の軽減を図っています。

◆事業内容

- ・子育ての相談
- ・子育て情報の提供
- ・図書の出し入れ
- ・子育て及び子育て支援に関する講座や講習などの開催
- ・子育て及び子育て支援を体験する事業の実施
- ・子育てサークル等の育成、支援
- ・一時預かり事業(中央子育て支援センターのみ)

◆開所日時

- ・中央子育て支援センター
毎日 午前9時～午後5時(第1・3月曜、祝休日の翌日等、年末年始を除く)
- ・その他の子育て支援センター
月～金曜日 午前9時～午後4時(祝休日と年末年始を除く)

◆市立子育て支援センター一覧

名称	所在地	電話番号
中央子育て支援センター	栄3-1-2(i-ビル5階)	85-7026
丹陽子育て支援センター	三ツ井3-2-37	28-9146
千秋子育て支援センター	千秋町天摩字山畑370-56	28-9771
東五城子育て支援センター	東五城字備前12(尾西庁舎2階)	85-9339
黒田北子育て支援センター	木曾川町黒田字籠守西108 (黒田北保育園併設)	28-9769
里小牧子育て支援センター	木曾川町里小牧字神明東5-1 (里小牧保育園併設)	28-9770

◆私立子育てひろば一覧

名 称(開設日時)	所 在 地	電話番号
子育てひろば かもめ (火・木・金曜日 午前9時～午後2時)	末広1-21-10 (かもめ保育園内)	45-3839
子育てひろば 若の宮 (火・水・木曜日 午前10時～午後3時)	島村字下老光寺44-1 (若の宮保育園内)	51-2727

(2) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立を支援するとともに、児童の福祉向上を図るため、地域において育児の援助を行いたい方(援助会員)と援助を受けたい方(依頼会員)とを組織化し会員の相互援助活動の調整をします。

- ・援助会員 市内在住の20歳以上の心身ともに健康で積極的に活動できる方
- ・依頼会員 市内在住・在勤・在学の方
- ・両方会員 援助会員と依頼会員とを兼ねる方

◆相互援助活動の対象となる子ども

0歳～小学校6年生の児童

◆相互援助活動の内容

- ・通院、看護、冠婚葬祭時に一時的に子どもを預かること
- ・地域活動、授業参観時に一時的に子どもを預かること
- ・リフレッシュ時に一時的に子どもを預かること
- ・保育施設等への送迎等を行うこと

◆利用料金

1時間につき700円から

◆問合せ先

いちのみやファミリー・サポート・センター(i-ビル5階、電話28-9772)

(3) 産後ヘルプ事業

子育てを支援し、乳児の健全な育成を守るため、出産前・後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭、または多胎児を出産した家庭などに援助者を紹介します。

◆対象者

- ① 妊娠8か月から出産後2か月以内にある母親で、体調不良のため育児が困難であり、同居の親族から、日中、家事または育児の援助を受けられない方
- ② 多胎による出産後12か月以内にある方

◆サービス内容

- ① 家事援助:掃除・洗濯・買い物・調理など
- ② 乳児の世話:おむつ交換や授乳・沐浴の補助など
- ③ その他必要な家事・育児

◆利用料金

1時間につき700円から

◆問合せ先

中央子育て支援センター(i-ビル5階、電話85-7026)

7 児童育成事業

(1) 子育て支援サイト・アプリの運営とハンドブックの発行

一宮市内の子育てに関する情報をいちのみや子育て支援サイト、スマートフォン向けアプリで配信するとともに、冊子としてハンドブックを配布しています。

媒体名	特徴	更新頻度	利用方法
いちのみや子育て支援サイト	子育てにかかる各種情報に加え、リアルタイムに情報を配信している	随時	ウェブで「いちのみや子育て支援サイト」と検索 http://kosodate.city.ichinomiya.aichi.jp/
いちのみや子育て支援アプリ	子育て支援サイトの情報に加え、電子母子手帳や予防接種スケジュールなどの便利な機能を備えている	随時	下記二次元コードを読み取るか、App Store または Google Play で「いちのみや子育て支援アプリ」と検索   iPhone 用 Android 用
いちのみや子育て支援ハンドブック	子育て関連イベントの情報など、子育てにかかる各種情報を幅広く集約し冊子にまとめている	年に1回	子育て支援課・各保健センターほか市関連施設で配布

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課企画・調整グループ)電話 28-9022(直通)

(2) 赤ちゃんの駅事業

おむつ替えや授乳に利用できるスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」とし、「いちのみや子育て支援サイト」及び「いちのみや子育て支援アプリ」でお知らせしています。公共施設だけでなく、民間の施設や店舗も登録しています。

◆スペースの種類

種類	特徴
おむつ替えスペース	多目的トイレなどおむつ替えができる設備がある、または、ベビーベッド、ベビーシートその他の設備を備えている

種類	特徴
授乳スペース	個室やパーティションなどで仕切られたスペースがあり、授乳場所として提供できる
ミルク・授乳スペース	授乳スペースの内容に加え、ミルク用のお湯を提供できる

また、市内で開催されるイベントに、おむつ替えや授乳ができる設備を備えたテント等一式を、「移動式赤ちゃんの駅」として貸し出しています。

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課企画・調整グループ)電話 28-9022(直通)

(3) 児童館と放課後児童クラブ

児童の健全育成のため、次のとおり実施しています。

◆児童館

児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的としています。

施設数	25施設(全て市施設)
管理運営	指定管理者:社会福祉法人一宮市社会福祉事業団
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいまつり、七夕まつり、クリスマス会などの行事 ・工作教室などの創作活動 ・幼児教室や親子広場などの親子ふれあい活動 ・自主的なクラブ活動
利用者	市内在住の児童とその保護者等
開館日時	月～土曜日 午前9時30分～午後5時30分
休館日	日曜日、祝休日及び年末年始
費用	無料
利用申込み	不要
問合せ先	社会福祉法人一宮市社会福祉事業団 (〒491-0113 一宮市浅井町西浅井字式軒家47 電話 51-5020)

◆児童館一覧

名称	所在地	電話番号
宮西児童館	大宮4-6-13	73-2877
貴船児童館	下沼町1-7	73-2533
神山児童館	八幡3-8-2	45-2500
大志児童館	大志1-9-2	24-1747
向山児童館	古金町2-10	72-1269
富士児童館	富士1-8-15	71-1022
葉栗児童館	大毛字南出116	51-5858
西成児童館	大赤見字大山22-1	76-5656

名 称	所在地	電話番号
丹陽児童館	三ツ井5-3-14	76-0508
浅井児童館	浅井町大日比野字東若栗29	51-1140
北方児童館	北方町北方字森道87-1	87-3757
大和児童館	大和町苅安賀字上東出68	46-2612
今伊勢児童館	今伊勢町新神戸字乾31-1	24-1767
奥児童館	奥町字上平池46	61-5300
萩原児童館	萩原町串作字河室浦18	69-6731
千秋児童館	千秋町佐野字下川田43	76-7222
起児童館	起字西生出33(起小学校内)	62-3398
小信中島児童館	小信中島字南平口63(小信中島小学校内)	62-2900
三条児童館	三条字郷南西35	61-1670
朝日東児童館	明地字上平33-1	69-5980
開明児童館	開明字杵西郭69-1	45-3327
大徳児童館	西五城字荒子中切28-1(大徳小学校内)	61-5551
黒田南児童館	木曾川町黒田八ノ通り176	87-6523
黒田児童館	木曾川町黒田字城西27-4	87-6923
外割田児童館	木曾川町外割田字西郷西134	87-5323

◆放課後児童クラブ

下校後、保護者の就労等の理由により支援が必要となる小学校1～6年生の児童をお預かりします。

施 設 数	60施設(市施設:47施設、町内の公民館等:13施設)	
管 理 運 営	児童館 児童クラブ	委託先:社会福祉法人一宮市社会福祉事業団(25クラブ)
	児童クラブ	・委託先:社会福祉法人一宮市社会福祉事業団(31クラブ)、 特定非営利活動法人希望の家(2クラブ) ・障害児児童クラブ指定管理者:特定非営利活動法人一宮市 肢体不自由児者父母の会(1クラブ)、社会福祉法人一宮市社 会福祉事業団(1クラブ)
利 用 者	小学校1～6年生の児童	
開 所 日 時	・月～金曜日 下校後～午後7時 ・土曜日、夏、冬、春休み及び学校の振替休日 午前7時30分～午後7時	
閉 所 日	日曜日、祝休日及び年末年始	
費 用	・放課後児童クラブ利用手数料 児童1人につき月額7,000円(8月のみ月額9,000円)	
利 用 申 込 み	各児童館、児童クラブに直接申し込み	
問 合 せ 先	本庁4階46番窓口(子育て支援課入所・施設管理グループ) 電話 28-9022(直通)	

◆放課後児童クラブ一覧

名 称	所在地	電話番号
宮西児童館児童クラブ	大宮4-6-13	73-2877
貴船児童館児童クラブ	下沼町1-7	73-2533
貴船児童クラブ	文京2-4-22	24-7737
神山児童館児童クラブ	八幡3-8-2	45-2500
神山児童クラブ	大和町馬引字郷丑寅2155	45-6719
神山第2児童クラブ	新生2-21-8	43-1250
大志児童館児童クラブ	大志1-9-2	24-1747
向山児童館児童クラブ	古金町2-10	72-1269
向山児童クラブ	公園通6-24	25-8151
富士児童館児童クラブ	富士1-8-15	71-1022
富士児童クラブ	朝日1-8-9	73-2424
葉栗児童館児童クラブ	大毛字南出116	51-5858
葉栗北児童クラブ	光明寺字畳手55-2(葉栗北小学校内)	51-1312
西成児童館児童クラブ	大赤見字大山22-1	76-5656
西成東児童クラブ	春明字南本郷38-3	81-2231
瀬部児童クラブ	時之島字宮付5-8	78-2303
赤見児童クラブ	大赤見字地下中屋敷2323	73-7771
浅野児童クラブ	浅野字八剣28	77-3887
丹陽児童館児童クラブ	三ツ井5-3-14	76-0508
丹陽西児童クラブ	森本5-23-11	24-8997
丹陽西第2児童クラブ	森本3-11-15	24-0093
丹陽南第1児童クラブ	伝法寺8-1-9	81-6806
丹陽南第2児童クラブ	伝法寺1-13-16	81-1556
浅井南児童クラブ	浅井町西海戸字形人389-8	51-0028
浅井北児童クラブ	浅井町大野字郷東1041-3	78-2937
浅井児童館児童クラブ	浅井町大日比野字東若栗29	51-1140
北方児童館児童クラブ	北方町北方字森道87-1	87-3757
末広児童クラブ	末広3-2(市営荻安賀住宅集会所2F)	43-4567
末広第2児童クラブ	新生2-21-8	43-5010
末広第3児童クラブ	末広2-20-1(末広小学校内)	52-2550
大和東児童クラブ	花池2-15-23	43-8667
大和児童館児童クラブ	大和町荻安賀字上東出68	46-2612
大和南児童クラブ	大和町戸塚字連田1-2(大和南小学校内)	43-2990
今伊勢児童館児童クラブ	今伊勢町新神戸字乾31-1	24-1767
今伊勢児童クラブ	今伊勢町新神戸字乾31-1	25-8021
今伊勢西児童クラブ	今伊勢町馬寄字吉田39-4	44-4411
今伊勢西第2児童クラブ	今伊勢町宮後字東茶原9-2	46-9103
奥児童館児童クラブ	奥町字上平池46	61-5300
奥児童クラブ	奥町字加古穂48-2	62-6603
萩原児童館児童クラブ	萩原町串作字河室浦18	69-6731
萩原児童クラブ	萩原町萩原字河原崎1544(萩原小学校内)	85-5552

名 称	所在地	電話番号
中島児童クラブ	萩原町中島字往還添西切3075	68-6611
千秋児童館児童クラブ	千秋町佐野字下川田43	76-7222
千秋南児童クラブ	千秋町天摩字山畑370-56	81-1551
千秋東児童クラブ	千秋町加納馬場字松下111-3 (千秋東小学校内)	77-3102
起児童館児童クラブ	起字西生出33(起小学校内)	62-3398
起児童クラブ	起字用水添8(起保育園内)	61-3054
小信中島児童館児童クラブ	小信中島字南平口63(小信中島小学校内)	62-2900
小信中島児童クラブ	小信中島字中平5(小信中島つどいの里2F)	62-5333
三条児童館児童クラブ	三条字郷南西35	61-1670
三条児童クラブ	三条字苅2	61-8822
朝日東児童館児童クラブ	明地字上平33-1	69-5980
朝日西児童クラブ	上祖父江字高須賀18(朝日西小学校内)	69-2400
開明児童館児童クラブ	開明字杵西郭69-1	45-3327
大徳児童館児童クラブ	西五城字荒子中切28-1(大徳小学校内)	61-5551
黒田児童館児童クラブ	木曾川町黒田字城西27-4	87-6923
黒田南児童館児童クラブ	木曾川町黒田八ノ通り176	87-6523
外割田児童館児童クラブ	木曾川町外割田字西郷西134	87-5323
けやき児童クラブ	時之島字杵先2	52-0711
ポプラ児童クラブ	杉山字氏神廻2-2	78-4447

8 子どもに関する手当等

(1) 児童手当

中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)の児童を養育している方に支給します。

◆支給期間

中学校修了前(15歳到達後最初の年度の末日)まで

◆手当月額

区 分(※)	3歳未満	3歳以上小学生まで	中学生
1人目・2人目	15,000円	10,000円	10,000円
3人目以降	15,000円		
所得制限限度額以上の場合、特例給付5,000円を支給 ※制度改正により、所得上限限度額以上の場合、支給なし			

※1人目、2人目等の数え方は、監護している子ども(18歳年度末までの子ども)を、年齢が上の子どもから数えた順番です。

※1人目、2人目の手当月額は3歳になった翌月から1万円となります。

◆支給月

6、10、2月

◆支給条件

請求者本人のみ所得制限、制度改正により所得制限上限が設けられています。

扶養親族等の数	所得制限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円	3人	736万円
1人	660万円	4人以上	1人増すごとに +38万円
2人	698万円		
扶養親族等の数	所得上限限度額	扶養親族等の数	所得上限限度額
0人	858万円	3人	972万円
1人	896万円	4人以上	1人増すごとに +38万円
2人	934万円		

※同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族は1人につき6万円を加算

※請求者は父母の場合、所得の多い配偶者の方となります。

◆支給開始

手続の翌月分から支給します。

◆申請場所

- ・本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)
- ・各出張所(新規・増額申請のみ受付)

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)

(2) 児童扶養手当

ひとり親家庭や父または母が重度の障害者世帯の18歳到達年度の末日までの児童(一定の障害があるときは20歳未満)を監護または養育している方に支給します。

◆支給期間

児童が18歳に到達した年度の末日まで。ただし、児童に一定障害があるときは20歳未満まで。

◆手当月額

- ・児童1人の場合:全部支給:44,140円、一部支給:44,130~10,410円
- ・児童2人の場合:全部支給:10,420円、一部支給:10,410~5,210円を加算
- ・3人目以降は、
児童1人増すごとに全部支給:6,250円、一部支給:6,240~3,130円を加算

◆支給月

5、7、9、11、1、3月

◆支給条件

所得により減額、または全額支給停止

◆支給開始

手続の翌月分から支給します。

◆申請場所

- ・本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)

(3) 遺児手当

ア. 県遺児手当

ひとり親家庭や父または母が重度の障害者世帯の18歳到達年度の末日までの児童を監護または養育している方に支給します。

◆支給期間

児童が18歳に到達した年度の末日まで

◆手当月額

- ・1～3年目:児童1人につき4,350円
- ・4～5年目:児童1人につき2,175円
- ・6年目以降 :支給なし

◆支給月

5、7、9、11、1、3月

◆支給条件

所得が一定以下であること

◆支給開始

手続した月分から支給します。

◆申請場所

- ・本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)

イ. 市遺児手当

ひとり親家庭や父または母が重度の障害者世帯の18歳到達年度の末日までの児童を監護または養育している方に支給します。

◆支給期間

児童が18歳に到達した年度の末日まで

◆手当月額

児童1人につき2,000円

◆支給月

5、7、9、11、1、3月

◆支給条件

所得が一定以下であること

◆支給開始

手続した月分から支給します。

◆申請場所

- ・本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ) 電話28-9023(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ) 電話28-9023(直通)

(4) 遺児一時金

一宮市遺児手当の支給対象である遺児が、2月1日の時点で、その年の3月に中学校卒業に相当する年齢または4月に小学校・中学校入学に相当する年齢のときに児童を監護または養育している方に一時金を支給します。

◆支給額

- ・小学校・中学校入学相当年齢児童1人につき10,000円
- ・中学校卒業相当年齢児童1人につき15,000円

◆支給月 3月

◆支給条件

一宮市遺児手当の2月分の支給対象である遺児のうち、2月1日の時点で次に掲げる年齢のいずれかに該当すること。

① 小学校入学相当年齢

6歳(2月3日から4月1日までの間に生まれた遺児にあっては5歳)

- ② 中学校入学相当年齢
12歳(2月3日から4月1日までの間に生まれた遺児にあつては11歳)
- ③ 中学校卒業相当年齢
15歳(2月3日から4月1日までの間に生まれた遺児にあつては14歳)

◆**問合せ先**

本庁舎4階46番窓口(子育て支援課手当グループ)電話28-9023(直通)

9 子どもと家庭の相談

(1) 子ども悩みごと相談

子どもや子育て家庭の悩みごとについて、保育士や保健師、公認心理師等の資格を持った者が対応します。

◆**相談日時**

月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

◆**相談先**

面接相談 本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課)

電話相談 28-9152(直通)

メール相談 市ウェブサイト(ID:1046675)

◆**問合せ先**

本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課) 電話28-9141(直通)

《児童虐待通告》

「児童虐待かも」と思ったら、以下の連絡先までご連絡ください。

◆**連絡先**

子ども家庭相談課	28-9141
児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)

(2) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の就業をはじめ生活全般について、母子・父子自立支援員、就業支援専門員が対応します。

◆相談日時

月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)午前10時～正午、午後1時～4時30分

◆相談先

面接相談 本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課)

電話相談 28-9133(直通)

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課) 電話28-9141(直通)

(3) 女性悩みごと相談

家庭内の不和、夫等からの暴力(DV)、男女間の問題など、女性の悩みごとについて、女性相談員が対応します。

◆相談日時

月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)午前10時～正午、午後1時～4時30分

◆相談先

面接相談 本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課)

電話相談 28-9149(直通)

◆問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課) 電話28-9141(直通)

(4) 母子生活支援施設入所相談

母子家庭で児童の養育が困難な場合などに母子を入所させて保護するとともに自立の促進のための支援をします。

◆主な施設

一宮市立朝日荘(電話72-7201)

◆負担金

世帯の収入に応じて負担金が異なります。

◆入所相談・問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課) 電話28-9141(直通)

(5) 助産施設入所相談

経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を行います。

※助産施設は、児童福祉法の規定により、都道府県知事の認可を得て設置した施設のことを言います。

◆主な施設

一宮市立市民病院附属助産所

◆負担金

世帯の収入に応じて負担金が異なります。

◆入所相談・問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課) 電話28-9141(直通)

(6) 子育て短期支援(ショートステイ)

保護者の急病、事故、出産、災害、出張、冠婚葬祭、看護など、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、一定期間子どもをお預かりします。

◆預かり施設

施設区分	施設名	所在地
乳児院 (2歳未満)	竜陽園	小牧市大字間々原新田920番地1
	赤ちゃんの家さくらんぼ	犬山市大字富岡字洞田1163番地
児童養護施設 (2歳以上)	照光愛育園	丹陽町外崎字久古486番地
	子どもの家ともいき	春明字裏山15番地
	宇宙	木曾川町黒田字八ノ通り187番地

◆利用期間

原則7日間以内

◆利用料

子どもの年齢、世帯の収入に応じて負担金が異なります。

◆申請・問合せ先

本庁舎4階46番窓口(子ども家庭相談課) 電話28-9141(直通)

10 子ども医療費の助成

子どもの健康保持を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。(所得制限無し)



(1) 義務教育終了までの方の通院・入院

◆対象者

一宮市に居住する健康保険加入者で、義務教育終了までの方
(15歳に達する日以後の最初の3月31日)

◆助成内容

入院・通院に係る保険診療分の自己負担額の全額

◆受給者証の交付

申請方法

- ・次のものをご持参の上、P79の『◆申請場所』にて申請してください。
- ・申請により「㊦子ども医療費受給者証」を交付します。

※ 申請に必要なもの

- ①健康保険証(お子様の名前が載ったもの)
- ②窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

【受給者証の使い方】

◆県内の医療機関を受診される時

「健康保険証」と「㊦子ども医療費受給者証」を医療機関に提示してください。
保険診療分については自己負担なしで受診できます。
なお、「㊦子ども医療費受給者証」だけでは受診できません。

◆県外の医療機関を受診される時

「㊦子ども医療費受給者証」は使用できませんので、「健康保険証」だけで受診してください。

医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に、市の窓口で手続きをすることにより保険診療分の自己負担額を払い戻します。

【払戻しについて】

◆必要なもの

- ①健康保険証(お子様の名前が載ったもの)
- ②㊦子ども医療費受給者証
- ③預貯金通帳
- ④明細のある領収書
(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入しており、未就学児は負担割合が2割、小中学生は負担割合が3割となっているもの。)
- ⑤高額療養費・家族療養費附加金等の支給決定通知書(該当する方のみ)

- ⑥限度額適用認定証(該当する方のみ)
- ⑦その他の医療費受給者証等(小児慢性特定医療費医療受給者証など)
(該当する方のみ)
- ⑧窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所

P79の『◆申請場所』をご覧ください。

【加入医療保険・受給者の氏名などが変更になったときは】

加入医療保険・氏名・住所の変更、受給者が死亡・転出のときは手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

- ①健康保険証
- ②㊦子ども医療費受給者証
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

(2) 高校生世代の方の入院

◆対象者

一宮市に居住する健康保険加入者で、16歳になる年度の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方

◆助成内容

入院に係る保険診療分の自己負担額の全額

◆助成方法

入院費用を医療機関の窓口でお支払いいただき、受診された月の翌月以降に、市の窓口で手続きをすることにより保険診療分の自己負担額を払い戻します。

※入院時に「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示していただくか、高額療養費の対象になる時は市へ申請する前に高額療養費のお手続きをしてください。

【払戻しについて】

◆必要なもの

- ①健康保険証(お子様の名前が載ったもの)
- ②預貯金通帳
- ③明細のある領収書
(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入してあるもの)
- ④高額療養費・家族療養費附加金等の支給決定通知書(該当する方のみ)
- ⑤その他の医療費受給者証等(小児慢性特定医療費医療受給者証など)
(該当する方のみ)
- ⑥窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所

- ・本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)
- ・各出張所

◆問合せ先

本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)

11 母子・父子家庭等医療費の助成(父母のいない子を含む)

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童等の健康保持を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。

◆対象者

一宮市に居住する健康保険加入者で、満18歳に達する年度末までの児童のいる世帯のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 父母のいない児童
- ② 母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童
- ③ 父が重度障害者世帯の母と児童、母が重度障害者世帯の父と児童
(両親が重度障害の場合を含む)

ただし、②③の場合は親が子を現に扶養していて、親の前年所得が一定以下であること。

◆受給者証の交付

申請方法

- ・次のものをご持参の上、P80の『◆申請場所』にて申請してください。
- ・申請により「㊟母子・父子家庭等医療費受給者証」を交付します。

◆申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②上記対象者であることを明らかとするもの(児童扶養手当等申請の際、提出済の場合は省略できます。)
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

【受給者証の使い方】

◆県内の医療機関を受診される時

「健康保険証」と「㊟母子・父子家庭等医療費受給者証」を医療機関に提示してください。保険診療分については自己負担なしで受診できます。

なお、「㊟母子・父子家庭等医療費受給者証」だけでは受診できません。

◆ 県外の医療機関を受診される時

「㊤母子・父子家庭等医療費受給者証」は使用できませんので、「健康保険証」だけで受診してください。

医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に、市の窓口で手続きをすることにより保険診療分の自己負担額を払い戻します。

【払戻しについて】

◆ 必要なもの

- ①健康保険証
- ②㊤母子・父子家庭等医療費受給者証
- ③預貯金通帳
- ④明細のある領収書
(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入してあるもの)
- ⑤高額療養費・家族療養費附加金等の支給決定通知書(該当する方のみ)
- ⑥限度額適用認定証(該当する方のみ)
- ⑦その他の医療費受給者証等(小児慢性特定医療費医療受給者証など)
(該当する方のみ)
- ⑧窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆ 申請場所

下記の『◆申請場所』をご覧ください。

【加入医療保険・受給者の氏名などが変更になったときは】

加入医療保険・氏名・住所の変更、受給者が死亡・転出のときは手続きが必要です。

◆ 手続きに必要なもの

- ①健康保険証
- ②㊤母子・父子家庭等医療費受給者証
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆ 申請場所

下記の『◆申請場所』をご覧ください。

◆ 申請場所

- ・本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)
- ・尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)
- ・木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)
- ・各出張所(ただし、受給者証の交付など一部の受付はできません)

◆ 問合せ先

- ・本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)

12 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかり長期間の療養を必要とする児童などについて、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担削減を図るため、その治療に必要な医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

◆対象者

申請時点で18歳未満であり、本制度の対象疾病に罹患し、かつ、認定基準に該当する方。ただし、18歳到達時点で本事業の対象となっており、引き続き治療が必要な方は更新申請ができ、最長で20歳未満まで受給できます。

◆給付内容

認定された疾病及び当該疾病に附随して発生する傷病に対する医療費の支給を行います。また、医師の処方箋や指示書に基づく院外処方投薬や訪問看護も対象となります。受給者証が使用できる医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業者)は、都道府県等が指定した指定医療機関に限られます。

◆申請に必要なもの

- ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書・世帯調書
- ・小児慢性特定疾病医療意見書(指定医が記載)
- ・医療意見書の研究等への利用についての同意書
- ・同意書(高額療養費区分の確認のため)
- ・世帯の市民税額等を証明する書類(一宮市で税情報等が確認できる場合は省略できる場合があります。事前に保健総務課総務企画グループでご確認ください。)
- ・健康保険証
- ・個人番号カード等の個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証等の本人確認のできるもの(顔写真付きの個人番号カードをお持ちの方は不要です。)

※その他、世帯の所得状況や疾病の内容等により必要な書類があります。

◆申請場所・問合せ先

保健所 保健総務課(総務企画グループ) 電話52-3851

13 赤ちゃんとお母さんへの各種保健サービス

妊産婦および乳児、幼児の健康の保持増進を図るため、各種健康診査、相談、教室を実施していますのでご利用ください。

(1) 母子健康手帳の交付

子どもの成長過程などを記録する大切なものです。交付時に保健師がお話を伺いながら、安心して育児ができるよう相談や子育てに関する制度のご案内をします。

◆**交付場所**

各保健センター(P87参照)

◆**交付に必要なもの**

妊娠届出書(医療機関等でもらえます)

妊婦のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し等
運転免許証等の本人確認のできるもの(顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は不要です)

◆**問合せ先**

各保健センター(P87参照)

(2) **マタニティクラス I・II**

妊婦の方を対象に、妊娠中の過ごし方や出産、育児について学びます。

マタニティクラス I、マタニティクラス II の 2 コースあります。どちらか一つの参加も可能です。

◆**日程**

市ウェブサイトをご覧ください。

◆**問合せ・申し込み先**

各保健センター(P87参照)

(3) **32週家庭訪問**

出産が近づいたおおむね妊娠32週の頃、安心して出産を迎えていただくことができるように「出産準備寄り添い支援」として、保健師が家庭訪問を行います。

◆**問合せ先**

各保健センター(P87参照)

(4) **健康診査**

ア. **妊産婦歯科健康診査**

◆**対象者**

妊娠中から産後1年以内の方

◆**実施場所**

市内協力歯科医療機関(歯科医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください)

◆**問合せ先**

各保健センター (P87参照)

イ. 妊婦・産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査

母子健康手帳と同時に交付している「母と子のしおり」の中に妊婦15枚(子宮頸がん検査含む)、産婦1枚、乳児2枚、新生児聴覚1枚の健康診査受診票が綴っています(多胎妊娠の妊婦には妊婦健康診査受診票5枚が追加されます)。その受診票を使用し、県内の協力医療機関にて健康診査が受けられます。

妊婦・産婦健康診査は、市内の一部の助産所でも受診できますので、助産所にご確認ください。なお、県外の医療機関、市外の助産所で妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査(助産所では使用できません)を受ける場合は、所定の書類が必要です。詳しくは「母と子のしおり」をご覧ください。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

ウ. 4か月児健康診査(対象児には、事前に案内があります)

◆対象児

4か月児(おおむね4か月の子)

◆日程

事前に届く案内か、市ウェブサイトをご覧ください。

◆その他

終了後に絵本1冊の入ったブックスタート・パックをお渡しします。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

エ. 1歳6か月児健康診査(対象児には、事前に案内があります)

◆対象児

1歳6か月児(おおむね1歳7か月の子)

◆日程

事前に届く案内か、市ウェブサイトをご覧ください。

◆その他

健康診査時に希望者には、フッ素塗布を行います。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

オ. 2歳児歯科健康診査(事前の案内はありません)

◆対象児

2歳児(おおむね2歳1か月の子)

◆日程

市ウェブサイトをご覧ください。

◆その他

健康診査時に希望者には、染め出し(歯磨き指導)、フッ素塗布を行います。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

カ. 3歳児健康診査(対象児には、事前に案内があります)

◆対象児

3歳児(おおむね3歳6か月の子)

◆日程

事前に届く案内か、市ウェブサイトをご覧ください。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

(5) 9か月児健康相談(対象児には、事前に案内があります)

◆対象児

9か月児(おおむね10か月の子)

◆日程

事前に届く案内か、市ウェブサイトをご覧ください。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

(6) 育児相談

各保健センターを会場に毎月1回

乳幼児をもつお母さん等を対象に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員が、発育・発達、食事、歯、子育ての悩みについての相談に応じます。また、各保健センター、各出張所等で行う健康相談でも育児相談をしています。日程は市ウェブサイトをご覧ください。

(7) 教室

ア. 新米ママさん教室

◆対象者

開催日に1か月～3か月の子どもとママ

◆内容

子どもの栄養やお母さんの産後のからだについて学びます。

◆日程

市ウェブサイトをご覧ください。

◆問合せ・申し込み先

各保健センター(P87参照)

イ. 離乳食教室

◆対象者

「離乳の開始(5、6か月頃)～8か月頃」と「7か月頃～離乳の完了」の頃の子をもつ親

◆内容

離乳食の基本的な方法について管理栄養士がお話します。

◆日程

市ウェブサイトをご覧ください。

◆問合せ先・申し込み先

各保健センター(P87参照)

ウ. 幼児食教室

◆対象者

「離乳の完了頃」の子どもをもつ親

◆内容

1歳～2歳頃の離乳食を卒業した子どもの食事について大切なことやポイントを学びます。

◆日程

市ウェブサイトをご覧ください。

◆問合せ先・申し込み先

各保健センター(P87参照)

(8) 訪問指導

ア. 新生児・産婦訪問(申し込み制)

◆内容

生後4週間(生後28日)以内の子どもがいるお宅を助産師が訪問して、発育や育児についての相談を行います(里帰りの方も可能です)。

◆問合せ・申し込み先

西保健センター(P87参照)

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

◆内容

生後1か月～2か月の赤ちゃんがいる家庭に訪問員が訪問し、ご家族が安心して子育てをしていただくために保健サービスの紹介と育児相談を行います。

母と子のしおりの中の「赤ちゃんが生まれました＜連絡票＞」を出生届の提出の際に窓口に提出してください。事前に連絡してからお伺いします。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

ウ. 未熟児の赤ちゃんへの訪問

◆内容

保健師が家庭を訪問し、育児相談に応じます。

◆低体重児の届け出

出生時の体重が2,500グラム未満の場合は、「母と子のしおり」の中の「低体重児出生届」を出生届の手続きの際に、窓口に提出してください。

※「低体重児出生届」は「赤ちゃんが生まれました＜連絡票＞」を兼ねています。

◆問合せ先

各保健センター(P87参照)

(9) 未熟児養育医療給付制度

養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する制度です。

◆対象児

1歳の誕生日の前々日までの未熟児で、出生時体重2,000グラム以下の子、または、生活力が特に薄弱であって、医師が入院養育を必要と認めた子

◆給付内容

入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費(ミルク代)

◆申請に必要なもの

- ・養育医療給付申請書・世帯調書(両面)
- ・養育医療意見書(医師が記載)
- ・子どもの健康保険証(発行が間に合わない場合は扶養する方の健康保険証)
- ・子ども医療費受給者証(お持ちの方はご持参ください。)
- ・扶養義務者と子どもの個人番号カード等の個人番号が確認できるもの
- ・運転免許証等の本人確認のできるもの(顔写真付きの個人番号カードをお持ちの方は不要です。)
- ・世帯の市民税額等を証明する書類(一宮市で税情報等が確認できる場合は必要ありません。事前に保健総務課総務企画グループでご確認ください。)

◆申請期限

子どもが退院する前に申請が必要

◆申請場所・問合せ先

保健所 保健総務課(総務企画グループ) 電話52-3851

(10) 産後ケア事業

産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関への宿泊や家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等のケアを提供します。(利用料金の自己負担がありますが、生活保護世帯に属する方や市民税非課税世帯に属する方は減免となります。)

◆問合せ先

各保健センター(下記参照)

(11) 不妊・不育症相談

一宮市保健所を会場に毎月1回

不妊・不育症に悩む夫婦等に対し、検査や治療における不安や悩みについて助産師が個別で相談に応じます。

◆問合せ先

保健所 健康支援課(下記参照)

(12) 小児慢性特定疾病児童等相談支援事業

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする子どもやその家族に対し、療養生活等に関する相談に応じます。

◆問合せ先

保健所 健康支援課	電話 52-3858
一宮市中保健センター	電話 72-1121
一宮市西保健センター	電話 63-4833
一宮市北保健センター	電話 86-1611

14 子どもの予防接種

お母さんがプレゼントした免疫(病気に対する抵抗力)は、百日せきでは生後3か月までに、麻しん(はしか)では生後12か月までにほとんど自然に失われていきます。病気の感染を防ぐため、対象年齢になったら、体調の良いときに早めに予防接種を受けましょう。

予防接種を受けるときは、必ず母子健康手帳と予診票を持参してください。

出生届時に7歳6か月までに受ける定期予防接種予診票を1冊に綴った、「一宮市予防接種予診票綴」をお渡ししています。

なお、ご不明な点は保健所 保健予防課(感染症グループ)へお尋ねください。

(1) 予防接種の種類(対象となる病気)

以下の種類の予防接種は、対象年齢の期間中はいずれも無料で受けられます。

ア. ロタウイルス感染症予防接種

◆対象年齢

ロタリックスは、出生6週0日から24週0日までの子

ロタテックは、出生6週0日から32週0日までの子

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

ロタリックスは、出生6週0日から24週0日までの間に27日以上の間隔をあけて2回

ロタテックは、出生6週0日から32週0日までの間に27日以上の間隔をあけて3回

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

イ. B型肝炎予防接種

◆対象年齢

1歳の誕生日の前日までの子

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

初回接種は、標準的には生後2か月から27日以上の間隔をあけて2回接種する。
追加接種は、1回目から必ず139日以上の間隔をあけて(20週後の同じ曜日は可)
1回接種する。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

ウ. 小児用肺炎球菌

◆対象年齢

生後2か月以上5歳の誕生日の前日まで

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

<生後6か月までに接種を開始した標準的な接種間隔>

初回は生後12か月までに、27日以上の間隔をおいて3回接種

追加は、初回を終了後、60日以上の間隔で生後12か月以降標準的には生後15
か月までの間に1回接種

※初回接種の月齢により接種回数、接種間隔が異なります。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

エ. ヒブ(インフルエンザ菌b型)

◆対象年齢

生後2か月以上5歳の誕生日の前日まで

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

<生後6か月までに接種を開始した標準的な接種間隔>

初回は、27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上の間隔をおいて3回接種。

追加は、初回を終了後、7か月以上標準的には13か月までの間隔をおいて1回接
種

※初回接種の月齢や、途中経過により接種回数、接種間隔が異なります。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

オ. BCG(結核)

◆対象年齢

1歳の誕生日の前日までに1回

※標準的な接種期間は、生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

カ. DPT-IPV 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)

◆対象年齢

生後2か月から7歳6か月に至るまでの間に、初回接種を3回、追加接種を1回

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

初回接種は、それぞれ20日以上の間隔をおいて3回接種

追加接種は、初回接種3回目終了後12か月以上標準的には18か月の間に接種する

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

キ. DT二種混合(ジフテリア・破傷風)

◆対象年齢

小学6年のときに1回(ただし最終的な期限は13歳の誕生日の前日まで)

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

ク. 麻しん・風しん混合(はしか、三日はしか)

◆対象年齢

第1期:1歳～2歳の誕生日の前日までに1回

第2期:平成29年4月2日～平成30年4月1日生

令和5年4月から令和6年3月31日までの間に1回

※第2期の予診票は対象年度の4月中旬にご自宅に送付します。

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

ケ. 水痘

◆対象年齢

1歳～3歳の誕生日の前日まで

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

3か月(月単位)以上、標準的には6か月から12か月までの間隔をおいて合計2回

◆注意

・既に水痘にかかったことがある子は対象外です。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

コ. 日本脳炎

(ア) 1期接種

◆対象年齢

3歳から90か月(7歳6か月)に至るまでの間に、初回接種を2回、追加接種を1回

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

初回接種は、6日以上標準的には28日までの間隔をおいて2回接種。

追加接種は、初回接種2回目終了後標準的にはおおむね1年の間隔をおいて接種する。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

(イ) 2期接種

◆対象年齢

9歳～13歳未満に1回 ※ただし、平成19年4月2日以降生まれの子の予診票は小学4年生の4月中旬にご自宅に送付します。

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

【特例措置について】

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、1期・2期の接種が未完了の方は、未接種分を20歳未満までの間に公費で受けることができます。

(予診票は市内協力医療機関に準備してあります。)

サ. 子宮頸がん(HPV)

平成25年6月14日付で積極的接種勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月26日に積極的勧奨の差し控えを終了しました。従来の定期接種対象者に加え、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方には、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行います(キャッチアップ接種)。

また、令和5年4月1日から、9価HPVワクチン(シルガード9)が定期予防接種ワクチンに追加されました。

接種を希望する方は市内の協力医療機関へ予約の上、接種を受けてください。

(ア) 従来の定期接種対象者

◆対象年齢

小学6年生から高校1年生の年齢に相当する女性

※予診票は、4月中旬に中学1年生に、7月中旬に小学6年生にご自宅に送付しました。中学2年生から高校1年生の方の予診票は、市内協力医療機関に準備してあります。

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆接種間隔

標準的には中学1年生の間に接種

サーバリックス(HPV2価):1か月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回

ガーダシル(HPV4価):2か月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回

シルガード9(HPV9価):●15歳未満で1回目を接種する場合・・・
6か月の間隔をおいて2回。

●15歳以上で1回目を接種する場合・・・

2か月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

(イ) キャッチアップ接種対象者

◆対象年齢

平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性

※予診票は、市内協力医療機関に準備してあります。

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

令和4年4月から令和7年3月までの3年間

◆接種間隔

サーバリックス(HPV2価):1か月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回

ガーダシル(HPV4価):2か月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回

シルガード9(HPV9価):2か月の間隔をおいて2回、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

(2) 予防接種の間隔(令和2年10月1日改正がありました)

ア. 27日以上あけて接種するもの

BCG、麻しん・風しん混合ワクチン、水痘などの生ワクチンを接種した後、違う種類の生ワクチン予防接種を行う場合は、27日以上あけてください。

イ. 同一ワクチン間の接種間隔はそれぞれの規定の間隔をあける必要があります。

<例>ロタウイルス→ロタウイルス、B型肝炎→B型肝炎、小児用肺炎球菌→小児用肺炎球菌、ヒブ→ヒブ、四種混合→四種混合、日本脳炎→日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチン→子宮頸がん予防ワクチン、水痘→水痘など

(3) 予防接種を受けた後の注意

- 入浴は差し支えありませんが、接種した部位はこすらないようにしましょう。
- 接種した当日は、激しい運動は避けましょう。
- 接種後、接種した部位が赤くなったり、熱を帯びたりすることがあります。通常は数日で軽減しますが、高熱、けいれん(ひきつけ)などの症状が現れたときは、直ちに医師の診察を受け、保健予防課まで連絡をしてください。
- 母子健康手帳「予防接種の記録」の、本日の接種記録を確認し、次の接種の計画をしましょう。

(4) 愛知県広域予防接種事業について

下記に該当する方は、市内の協力医療機関に限らず、愛知県内の協力医療機関で予防接種を受けることができます。ただし、事前に申請が必要で、申請をされてから、許可書(連絡票)を発行するまでに2~3週間程度時間がかかります。

◆対象者

一宮市民の方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①一宮市以外の市町村にかかりつけ医がいる方
- ②長期に入院治療を要し、市内の協力医療機関で予防接種を受けることが困難な方
- ③里帰り出産等のため一宮市以外で予防接種を希望される方

◆実施場所

愛知県内の協力医療機関(愛知県医師会ホームページ参照)

◆対象となる予防接種

子どもの定期予防接種

◆申請場所・問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

(5) 県外定期予防接種の費用助成について

下記に該当する方は、県外医療機関で予防接種を受けることができます。ただし、事前に申請が必要で、申請をされてから、依頼書を発行するまでに2～3週間程度時間がかかります。

◆対象者

一宮市民の方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①長期に入院治療を要し、市内の協力医療機関で予防接種を受けることが困難な方
- ②里帰り出産等のため県外で予防接種を希望される方
- ③重篤な疾患等により契約医療機関で予防接種が困難な方

◆実施場所

希望医療機関

◆対象となる予防接種

子どもの定期予防接種

◆申請場所・問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

(6) 特別の理由による任意予防接種の費用助成について

下記に該当する方は、再接種費用を助成(上限あり)しています。ただし、事前に申請が必要で、申請をされてから、認定通知書を発行するまでに2～3週間程度時間がかかります。

◆対象者

一宮市民の方で、次の①～③のすべてに該当する方

- ①骨髄移植手術その他の理由により、接種済の定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている方
- ②予防接種の再接種日において市内に住所を有する方
- ③接種済みの定期予防接種の接種回数および接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものである方

◆実施場所

希望医療機関

◆対象となる予防接種

予防接種法で規定されているA類疾病のものに限られ、予防接種の種類ごとに年齢制限(最長20歳の誕生日前日まで)があります。

◆申請場所・問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

(7) おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成について

令和5年5月1日接種分から、おたふくかぜ任意予防接種費用の一部を助成します。

◆対象者

一宮市民で、1歳～小学校就学前までの子。ただし、おたふくかぜに罹患したことがある子は対象外です。

◆助成金額

2,000 円

◆助成回数

1 人につき 1 回限り

◆実施場所

市内の協力医療機関(医療機関名は市ウェブサイトをご覧ください。)

◆実施期間

通年

◆助成の受け方

市内のおたふくかぜ予防接種協力医療機関の窓口準備してある、「一宮市おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成金申請書」を記入し接種を受け、接種後、接種費用から助成金額を引いた金額を医療機関へ支払います。

◆問合せ先

保健所 保健予防課(感染症グループ) 電話 52-3854

15 ボランティアセンター事業

(1) おもちゃ図書館の開設(P152にも記載有)

障害児と健常児の出会いとふれあいの機会を提供し、情緒、知的能力を育む場として開設しています。

◆対象

就学前の乳幼児とその保護者

◆会場・開館日・時間

名 称	おもちゃの城	なかよし
会 場	ふれあいセンター「めぐみ」内 (浅井町前野字西藪34番地) 電話(0586)52-0801	ふれあいセンター「なごみ」内 (丹陽町重吉字北屋敷380番地) 電話(0586)76-1260
開館日	火・水・金曜日、第2・4土曜日 (ただし第2・4土曜日は障害児のみ 対象)	月・木・金曜日、第1・3土曜日 (ただし第1・3土曜日は障害児のみ 対象)
時 間	10:00～14:00	10:00～14:00

◆問合せ先

社会福祉協議会本部(地域福祉グループ) 電話 85-7024